令和3年2月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年2月10日(水曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 くすまちメルサンホール 2階 学習室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠席)
 - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
 - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衞藤 榮一
 - 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 髙浪 辰雄
 - 7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
 - 10番 帆足 智己 11番 衞藤 和敏 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 非農地証明願いについて
- 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農町地利用配分計画の決定について
- 議案第6号 「玖珠町農業委員会非農地証明事務取扱要領」の
 - 一部改正(案)について
- 報告第1号 農地法第18条合意解約通知書について
- 報告第2号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括)井野 俊夫

主査 繁田 寿美

7. 会議の概要

事務局長

ただ今より令和3年2月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。

それでは、着席して進めさせていただきます。それでは、安藤会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よ ろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、 1番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 番号1、大字山田字瀬戸口〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は 564㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇 〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡 人の要望で、売買です。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字山田字瀬戸口〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は 1,005㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇市の 〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、 譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、6番副会長です。

番号3、大字四日市字大野原〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,033㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当は、4番委員です。

以上3件です。

議長

それでは、担当委員の説明ですが、

番号1、2を6番副会長、

番号3を4番委員、お願いします。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。

6番副会長

それでは、番号1の調査結果を報告します。1月22日に、譲受人と推進委員と私で現地を確認しました。場所の所在は、大字山田字瀬戸口〇〇番〇で、国道〇〇〇号線、〇〇〇〇の反対側に位置しております。自宅前の田で、所有権の移転です。面積は564㎡です。現況は田で、譲受人は稲を作付する計画です。譲渡人は、〇〇県〇〇市に居住しており、高齢で耕作しておりません。権利の内容は、売買による所有権の移転です。2番も続けて説明します。2番の、山田字瀬戸口〇〇番〇、面積は1,005㎡で、登記簿地目は田で、現況も田です。譲渡人は〇〇市に住んでおり、この方も高齢で耕作しておりません。権利の内容は譲渡人の要望で、売買による所有権の移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40 a以上あり、通作距離は、自宅前の自分の田に隣接しており、耕作可能です。農機具の所有状況は、トラクター、田植え機などを所有しており、農業従事者は本人ほか3人おり、取得後の耕作に問題ありません。以上報告を終わります。

4番委員

番号3について、調査結果を報告します。2月2日、譲受人と推進委員と私で、現地を確認しました。場所は、〇〇〇からちょっと入ったところで、大字四日市字大野原〇〇〇番〇です。地目は田、面積は1,033㎡です。令和3年2月に贈与による所有権の移転で、現況はビニールハウスが建っており、〇〇さんは7棟ほどビニールハウス栽培をされており、トラクター等もあり、普段は一人ですが、繁忙期には両親が手伝ってくれているようです。以上報

告を終わります。

北①推進委員

○○さんは○○に住んでいます。○○さんのところは、お母さんの実家になります。3年ほど前に新規就農して、ピーマン栽培をしております。今度のところはカラーピーマンをするそうです。まだ若いですし、通常は一人でやっていますが、忙しい時は両親が手伝ったり、いよいよ忙しい時はパートを雇うような話がありました。別に問題はないと思います。

議長

私のほうから、事務局、これは新規就農ということですが、面積 はこういう形でいいのですか。

事務局

今日、お配りしている参考資料集をご覧ください。番号3の譲受人ですが、下限面積の40aを満たしていませんが、下限面積の例外という規定に当てはめております。資料の、第2条第3項第1号で、「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」に当てはめております。譲受人はカラーピーマン等をビニールハウスで集約的に作られており、新規就農者ということもあり、下限面積要件の例外を利用して、3条の申請をしていただいております。

森②推進委員

新規就農者といったけど、○○さんは新規に始めた人なのか。

事務局

今回の3条で出している所も、利用権の貸し借りで借りていたところになります。今回あがっているところ以外にも、近くで同じように借りてピーマンのハウス栽培をされております。

北①推進委員

今、7棟しています。それがピーマンです。今度の所は3棟建て て、カラーピーマンをするそうです。○○さんの田を借りていると ころも入れて、10棟するそうです。

2番委員

これは、購入問題で、許可ができるということで出ているですよね。

事務局

一応、今回のが、議案の後のほうになるのですが、報告事項をご 覧ください。今までも○○さんから○○さんが農地を借りて、耕作 をしていたところになります。今回、今までは借りていたのですが、 土地を○○さんに贈与するということで3条の申請があがってき ていますので、今回、初めてやり出すということではありません。

議長

この時代に頑張ってくれるということで、いいんじゃないかと思います。そのあたりも踏まえて、皆さんの意見はありませんか。

2番委員

こういう事例もあるということでいいんですよね。

事務局

今回の○○さんに限らず、ここ1、2年はなかったと思いますが、それより前も同じような形で、新規の認定農業者で、ビニールハウスなどで栽培する場合は、下限面積を満たさなくても、3条の許可を出したことはあります。新規就農者だと、経営農地が40aに満たないので、それだと新規就農者が自分の所有地を持って就農ができないということで、この例外規定で、今まで許可をしているところです。

議長

この件につきましては、下限面積の協議をして時に、この要件も 入っております。皆さん、承認していると思いますので、よろしく お願いします。

ほかに、番号1から3まででご意見ありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定 による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いし ます。

農業委員

(举手)

議長

全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に について、原案どおり許可します。

次に、議案第2号非農地証明願いについて、事務局説明お願いし ます。

事務局

議案第2号非農地証明願いについてです。

番号1、大字塚脇字船岡山〇〇〇番〇〇、登記簿地目は畑、面積は396㎡です。申請人は、〇〇県〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。

非農地の事由は、昭和50年頃に耕作条件が悪く、耕作放棄し、また、管理ができない状態です。担当委員は、6番副会長です。 以上1件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1 を6番副会長、お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。

6番副会長

調査結果を報告します。2月5日、申請者の代理人と、推進委員と事務局で現地を確認しました。土地の所在は、大字塚脇字船岡山〇〇〇番〇〇、〇〇神社の裏山になります。神社の裏の急斜面を100mくらい行ったところにあります。面積は396㎡です。以前は、畑として野菜を作っておりましたが、昭和50年頃に杉を植えておりましたが、手入れをしておらず、孟宗竹がたくさん生えていて、枯れた竹で藪になっておりました。申請者は〇〇〇に居住しており、管理できません。耕作放棄し、46年くらい経っており、現況は山林となっており、周囲も同じような状態で、農地として復元できる状態にありません。以上のことから申請地は非農地証明基準に該当します。事務局より配布された資料と現地確認の写真をご覧ください。以上、報告を終わります。

玖②推進委員

○○の○○神社の東側、すぐ後ろになります。小高い丘になっており、南北に細長く、東側は○○の○○あたりになっています。現地を見に行くとき、写真にありますように、竹とか倒木とかを乗り越えて、やっと行ったという所です。竹は、イノシシなどが入って掘って、ある意味管理もできるのですが、ここは小高い丘で、周りが民家やら田んぼでそういうこともないです。これを仮に、伐って開拓しても今のように大雨などで土砂崩れの災害が起こる危険性もあります。放置したままもいかがなものかと思いますが、現況では復元は難しい状況です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号非農地証明願いにについて、原案どおり許可し、証明書を交付します。

議長

次に、議案第3号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてで す。

農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しております。今回 判断する件につきましては、農地パトロールでB判定された農地 で、耕作不能な農地の一部に当たります。

番号1、大字古後字野平○○○番、登記簿地目は田、面積は2,253㎡です。現状はこのような状態になっておりまして、長年放置されているような状態となります。場所は、○○に行く途中で、右に曲がって○○に行く途中になりまして、○○場があったところの近くです。○○との境の手前です。

番号2、大字綾垣字下綾垣○○○○番外1筆、登記簿地目は田、面積合計は942㎡です。現状はこのような状態になっておりまして、ここも放置されてだいぶ経っております。○○○集落のすぐ上になります。周りを山に囲まれていて、そこだけぽっかり畑が残っているような状態です。農地としての復元は困難だと思われます。

番号3、大字森字旭○○○○番○、登記簿地目は畑、面積は155㎡です。○○○○の上になります。○○になります。現状はこのような状態になって、まだ大丈夫なような感じに見えますが、この下に石や雑木の切り株がありまして、耕作ができないような状態になっております。

番号4、大字山下字原口〇〇番〇外1筆、登記簿地目は畑、面積合計は3,622㎡です。スクリーンをご覧ください。雑木、一部クヌギが生えております。ここの場所は、〇〇集落の、〇〇の〇〇所の近くです。その前後を同様に、以前非農地通知を出しております。今回新たに、2筆について、非農地通知を出したいということです。

次に、番号5、6、7についてですが、以前の農業委員会の時にもお話ししましたが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 内に農地が残っております。

その部分の非農地通知となります。番号 5、大字戸畑字山之神〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は 2 2 4 ㎡です。番号 6、大字戸畑字山之神〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は 5 1 1 ㎡です。現状はスクリーンのとおり、上と下に地番が分かれております。雑木が立っておりまして、農地に戻るような状態ではありません。

番号7、大字戸畑字森木〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は 148㎡です。左下にログハウスがあります。その横の、のりの部分になります。農地として復元できるような状態ではありません。

5番委員

農地だったところを斜めにしたということですか。

事務局

実際のところはわからないです。番号5、6については、土止め みたいなものがあったので、ちょっと整理はしたのかもしれません が、長い間そのままになっております。もう道もないです。

2番委員

現状、そこに田があったことが信じられないね。

事務局

わざわざ斜めにしたという状態ではないです。

事務局

番号8、大字森字名草〇〇〇〇番外1筆、登記簿地目は畑、面積合計は214㎡です。〇〇から〇〇に抜ける道の途中の山になります。周りがもう山で、山の中に畑が残っている状態です。現状は雑木が立っていたり、立っていない所があったりです。そのままにしてるというところです。

一応、番号1から8については、当時担当農業委員と推進委員に 現地を確認していただいて、非農地の判断をしていただいておりま す。事前に所有者にも非農地の判断をしますよと通知を送って、了 解は得ています。すべての場所については非農地化しており、担当 農業委員と事務局で非農地と判断しております。以上です。

2番委員

事務局が説明したとおり、以前確認をいたしまして、とてもじゃないけど、元には戻せない状態で、激しく言えば、崖の上にあったりして、水も引けないような場所がたくさんで、元に戻せない状態でした。以上報告します。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認し、所有 者に非農地通知書を送付いたします。

議長

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明お願いします。

事務局

議案第4号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第4号 の最後のページをご覧ください。

利用権の設定の新規ですが、

3年未満 が17件で 60,872㎡ 3年~5年が 2件で 12,297㎡ 合計で 19件 73,169㎡です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 次に、議案第5号 農用地利用配分計画の決定について、事務局 説明をお願いします。

事務局

議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊をご覧ください。これは、去年まで〇〇の〇〇〇○さんが耕作をしておりましたが、耕作が困難となり、解約をして、新たに番号1、2については、借受人が株式会社〇〇〇〇〇〇、番号3については、〇〇〇〇さんが借りるようになります。借受期間は、終期は変わらないのですが、番号1が令和9年1月31日まで、番号2、3が令和8年6月

30日までです。本案件については、配分替えになりますので、改めて現地調査は行っておりませんが、両者とも玖珠町で農業に従事しており、問題はないと思われます。

議長

質疑はありませんか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員 は挙手をお願いします。

農業委員

(全員挙手)

議長

全員承認でございます。議案第5号は原案どおり承認されました。

次に、議案第6号 「玖珠町農業委員会非農地証明事務取扱要領」 の一部改正(案)について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案集と参考資料集をお開きください。

玖珠町の農業委員会は、大分県の非農地証明の発行基準に基づいて、非農地証明事務取扱要領を定めております。今回は、大分県が定めております「現況証明書(非農地証明書)発行基準要領」の改定に伴うものです。

参考資料集に、大分県の発行基準要領を載せてありますので、ご覧ください。この要領は令和3年1月13日に、改定され、この文章の中の下線を引いているところが今回変わったところになります。主な変更点は、第2証明書の発行基準の4番目が変更されて、5番目が追加されました。あと、別表が追加されました。

議案集にお戻りください。今回の改正案を載せてあります。変更 点はマーカーで色づけしているところになります。これは令和3年 3月1日付けの改正を予定しております。

第4条の証明基準の(4)についてですが、文言は見ていただいた通りなのですが、これは非農地通知の非農地判断と同じ非農地の判断基準となります。次の(5)が追加されたところなのですが、アから力までの基準をすべて満たしていれば非農地証明が発行できることになっています。この(5)の文章の中で、「なお、すでに植林されている土地、建築物等がすでに設置されている土地、道路敷きとしてすでに利用されている土地の取扱いについては、個別

基準で判断すること」となります。これが、別表の表になります。 植林された土地と、家などが建っている土地、自宅への進入路など に使われている土地は、(5)の基準を満たしていなくても、この 表の基準を満たしていれば非農地証明が出せるとなります。

第7条と第8条で、農地利用最適化推進委員にマーカーが付いているのですが、ここが以前は農業委員という言葉でした。大分県のほうでは、だいぶ前から変わっていたのですが、玖珠町の要領では変わっていませんでしたので、今回合わせて変更しています。ただ、非農地証明の調査や報告については、今までと変わらず、農業委員と推進委員と事務局で現地に行って確認をして、委員会では農業委員に説明をしていただくということで、やり方は変えませんので、よろしくお願いします。以上になります。

議長

なかなか難しい内容ではありましたが、県の方針が変わったので、玖珠町も変えるということです。質疑はありませんか。

事務局

すみません、追加で、今まで非農地証明を出すときに、平成24年の時点で20年経っていれば非農地証明が出せるという規定があったのですが、今回の改定でその基準はなくなりました。単純に20年経っていることが証明できれば、客観的に判断できれば、証明書が出せるとなっております。

森③推進委員

相当険しいというか、木も大きくなって、先ほどの竹山のようになって、相当距離があるとき、そういう時どうしようかと思うのですが。証明願いを委員会に出せばと言うのですが、現地に行けないかもしれないという場合は、どうしますか。道もないし。

議長

農業委員と推進委員と事務局は現地に行って確認する必要はあります。そんな場合はどうすればいいでしょうか。

事務局

現地は確認します。確認しますが、現地が見えれば、あそこですよとかいうような形の確認でもいいのではないかなと。転用の場合、県は必ず現地を確認に行きますので。航空写真で確認ができるならそれでもいいような気もしますが、一応、現地でこの辺という確認はしたいところです。

森③推進委員

院内のほうからでないと行けないような所です。

2番委員

憶測ではいけないと思うので、確認はした方がいいと思います。 行けるか行けないかという問題だとは思いますが。

事務局

今までそういう所の経験がないので、航空写真等で判断して、非 農地通知等を出していいのか、というのは確認してみます。

議長

基本的には、現地を確認していただくという所です。難所、無理なところは事務局と相談しながらやっていくということで。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員 は挙手をお願いします。

農業委員

(全員挙手)

議長

全員承認でございます。議案第6号は原案どおり承認されました。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号です。農地法第18条合意解約通知書について3件提出されております。内容については、ご一読ください。

報告第2号です。農地法第6条第1項の規定による、農地所有適格法人要件確認書が4件報告されております。報告のありました法人については農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告します。内容については、ご一読ください。

議長

その他、委員から何かありましたらお願いします。

議長

それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会2月定例総会を閉会します。

12